

件名	愛媛県立都市公園条例の一部を改正する条例について
主管課	都市整備課
根拠法令等	都市再生特別措置法等の一部を改正する法律 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 都市公園法施行令 愛媛県立都市公園条例
<p><b>【改正の概要】</b></p> <p>1 改正理由</p> <p>令和2年9月7日から、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、関係政令が整備され、当該内容を反映させるため、愛媛県立都市公園条例を一部改正するものである。</p> <p>2 改正内容</p> <p>滞在快適性等向上公園施設設置管理協定制度の創設に伴い、滞在快適性等向上公園施設の建蔽率の特例について、国と同一の基準で規定する。</p>	
施行日	公布日
<p><b>【その他参考事項】</b></p>	